

株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号、第 815 条第 3 項第 3 号、
及び会社法施行規則第 210 条に定める書面)

2020 年 10 月 1 日

株式会社ひろぎんホールディングス

株式会社広島銀行

株式移転に係る事後開示書面

広島市南区西蟹屋一丁目1番7号
株式会社ひろぎんホールディングス
代表取締役社長 部谷俊雄

広島市中区紙屋町一丁目3番8号
株式会社広島銀行
代表取締役頭取 部谷俊雄

株式会社広島銀行(以下、「広島銀行」といいます。)は、2020年6月25日開催の第109期定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2020年10月1日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社ひろぎんホールディングス(以下、「ひろぎんホールディングス」といいます。)を設立する株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)を行いました。

本株式移転に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式移転が効力を生じた日
2020年10月1日
2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止請求をした株主はおりませんでした。
3. 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過
広島銀行は、会社法第806条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2020年6月26日付で、広島銀行の株主に対し、株式移転を実施する旨並びに株式移転設立完全親会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第806条第1項の規定により株式買取請求をした株主はおりませんでした。
なお、本株式移転において、会社法第808条及び第810条の規定による手続については、該当事項はありません。
4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数
本株式移転によって、ひろぎんホールディングスに移転した広島銀行の株式の数は、以下のとおりです。
普通株式 312,370,921株

5. 前各号に掲げるもののほか、本株式移転に関する重要な事項

(1) ひろぎんホールディングスは、本株式移転に際して発行する 312,370,921 株を、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における広島銀行の株主に対し、その保有する広島銀行の普通株式 1 株につき、ひろぎんホールディングスの普通株式 1 株の割合をもって割当交付いたしました。

(2) 広島銀行の普通株式は、2020 年 9 月 29 日をもって、東京証券取引所市場第一部において上場廃止となり、ひろぎんホールディングスの普通株式は、2020 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所市場第一部において新規上場いたしました。

(3) ひろぎんホールディングスの資本金及び準備金の額は、次のとおりです。

資本金の額	60,000 百万円
資本準備金の額	15,000 百万円
利益準備金の額	0 円

以 上